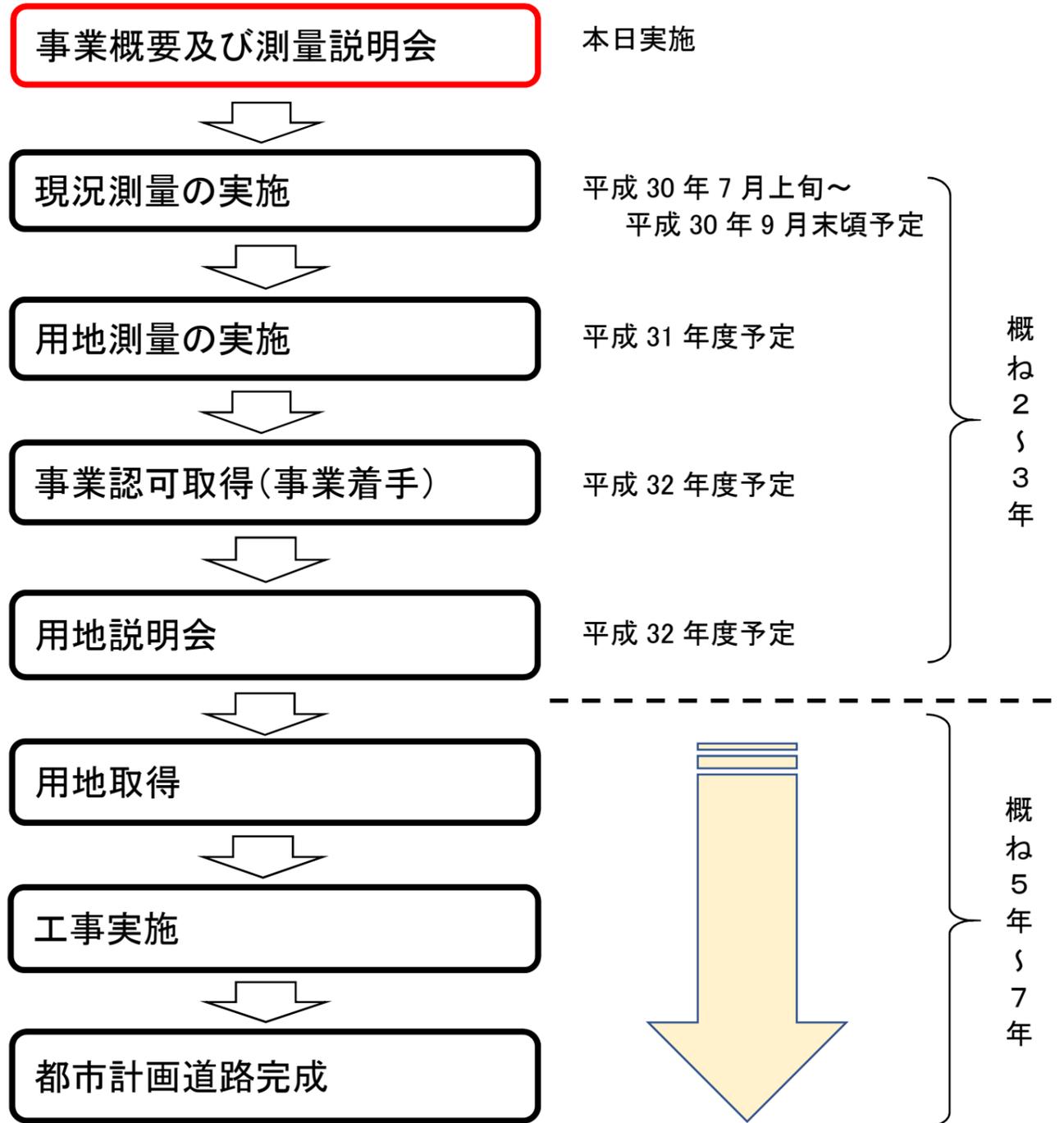


事業の進め方・今後のスケジュール



東村山都市計画道路 3・4・26 号久米川駅清瀬線

清瀬市旭が丘六丁目から旭が丘四丁目地内

事業概要及び測量説明会

日時 平成 30 年 6 月 26 日 (火)
午後 7 時 00 分から午後 8 時 30 分まで

場所 下宿地域市民センター
3 階 第二会議室

お問合せ先

清瀬市役所 都市整備部 まちづくり課
〒204-8511 東京都清瀬市中里 5 丁目 842 番地 市役所 3 階
○事業・測量に関すること 電話 042-492-5111 内線 363
担当 内堀・多度津

清瀬市 都市整備部 まちづくり課

東村山都市計画道路 3・4・26号久米川駅清瀬線 整備事業

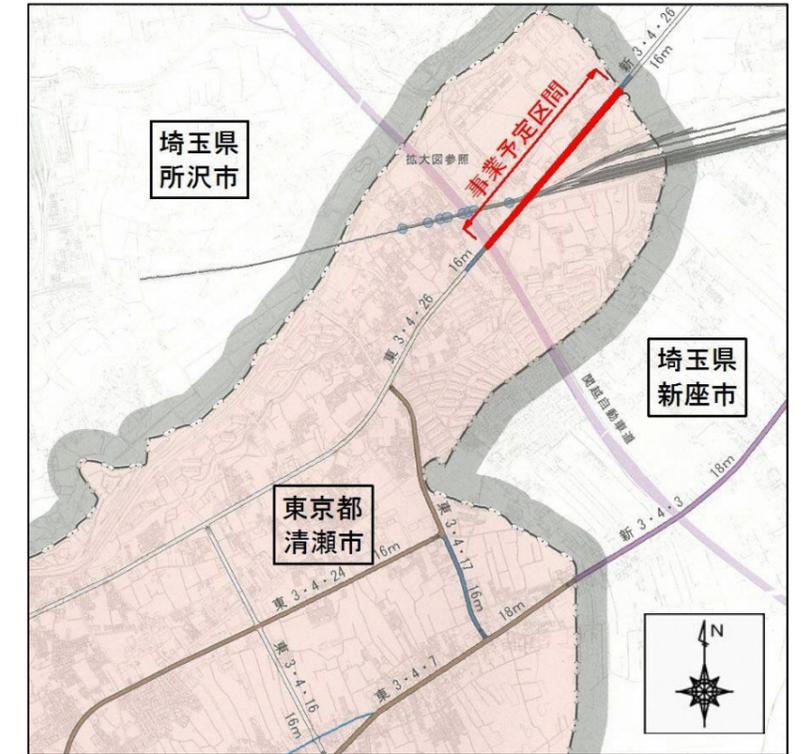
説明会趣旨

東村山都市計画道路 3・4・26号久米川駅清瀬線の整備事業を行うにあたり、本事業の概要と今後の測量の進め方等について、説明させていただきます。
今回は、埼玉県新座市境から関越自動車道高架下までの約790mの区間において事業着手に向けた準備として測量作業を実施させていただきます。

事業の位置づけ

本路線は、北多摩北部地域と埼玉県新座市を東西に結ぶ重要な都市計画道路の一区間であり、東村山市から清瀬市を横断して埼玉県新座市に至る都県境の幹線道路です。
本路線が整備されることにより、都県境における道路ネットワークが強化され、利便性や防災性が向上するとともに、安全で快適な道路空間が確保されます。
このため、東京都では平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」(第四次事業化計画)において、本線を優先的に整備する区間に位置付けております。

位置図



事業の概要

路線名	東村山 3・4・26号久米川駅清瀬線
都市計画決定	昭和37年7月26日
区間	清瀬市旭が丘六丁目～旭が丘四丁目地内
延長	約790m
幅員	16m
車線数	2車線

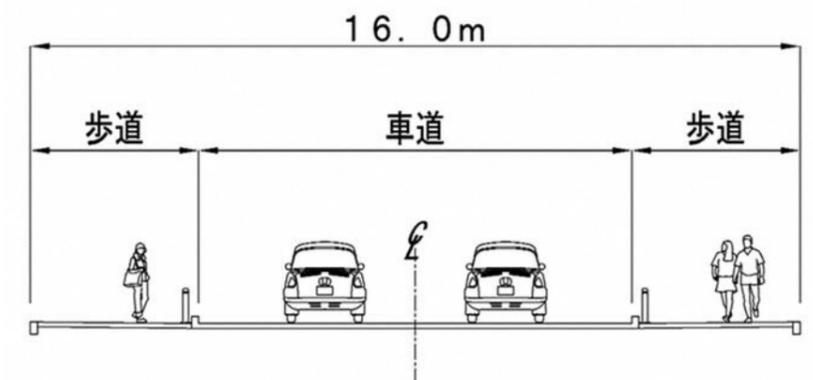
事業の効果

- 都県境における道路ネットワークの強化
- 地域の安全性の向上
- 安全で快適な道路空間の確保

平面図



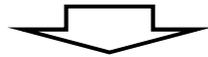
断面図 (イメージ)



現況測量について

現況測量の流れ

1. 測量の基準点となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量



3. 道路の中心線を示す杭の設置

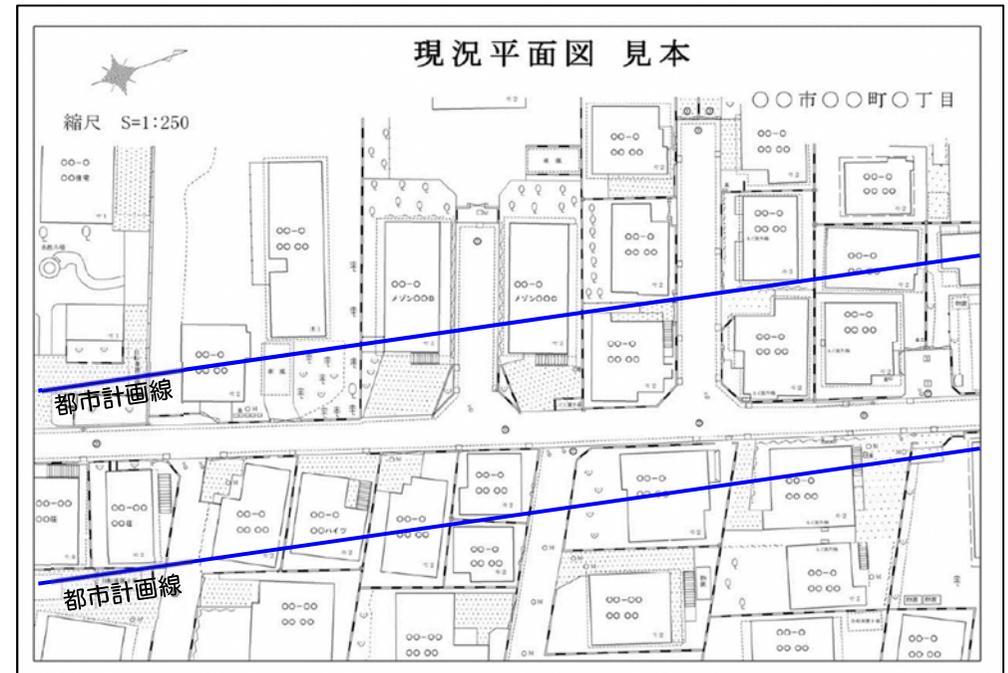


4. 道路の縦断及び横断方向の高さの測量

現況測量について

この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を表した「現況平面図」により、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

土地や建物と都市計画線との位置関係を示した
現況平面図（見本）



用地測量について

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等

土地の境界を確定するために必要となる資料等を調査します。



2. 境界を確認するための現地立会い

現地で土地の境界を確認します。



3. 境界点の測量

土地の境界点を測量します。



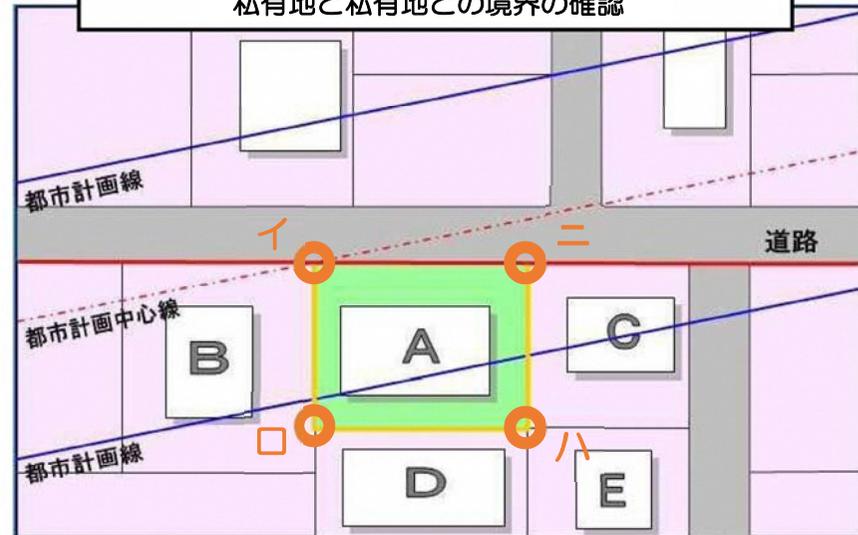
4. 都市計画線の位置を示す杭等の設置

現地に都市計画線の位置を示す杭を設置します。

用地測量について

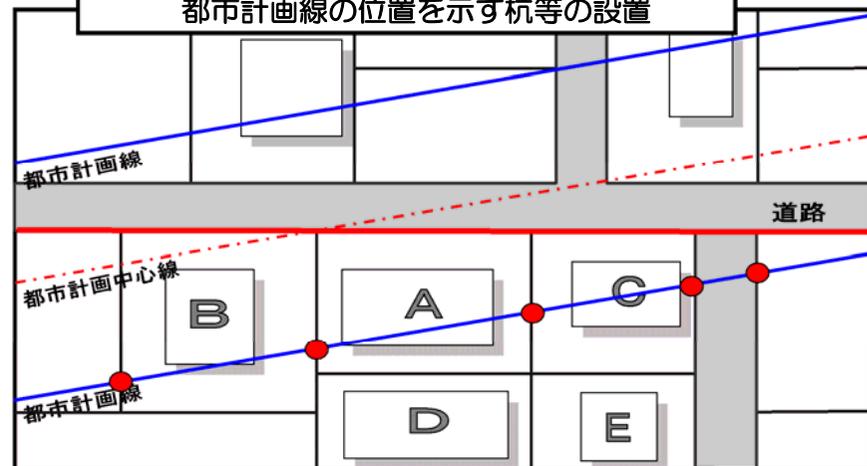
この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく、土地の面積を求めることを目的としています。

現在ある道路などの公共用地と私有地との境界 私有地と私有地との境界の確認



- 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- 図の黄色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。

都市計画線の位置を示す杭等の設置

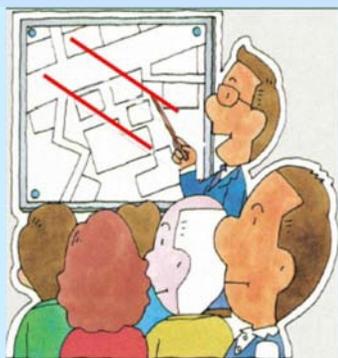


- 図の赤い丸印が都市計画線の位置を示す箇所となります。

都市計画道路ができるまで

東京都建設局より

① 事業概要説明会 ② 測量説明会



都市計画道路の沿道の皆様にご理解をいただく為、事業概要及び測量についての説明を行います。

③ 現況測量の実施



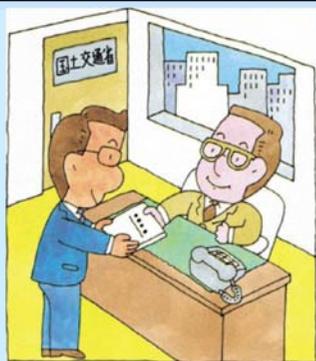
この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

④ 用地測量の実施



この測量により、買収させていただく土地の面積が確定します。

⑤ 事業着手の手続き



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

⑥ 用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆様も含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償について説明します。

⑦ 用地折衝・協議



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

都市計画道路ができるまで

東京都建設局より

⑧ 契約・補償金の支払い



話し合いがまとまると、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑨ 物件移転



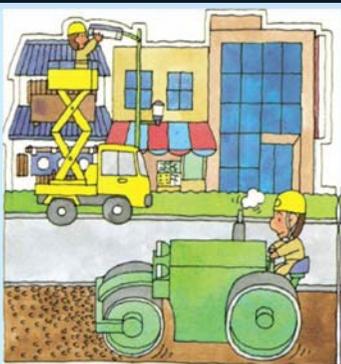
買収させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

⑩ 工事の説明



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。

⑪ 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

⑫ 都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。